

1. 基本報酬および支払方法

H30/4より施行

区分	提供時間	利用者負担額
身体介護	20分未満	165単位
	20分以上30分未満	248単位
	30分以上1時間未満	394単位
	1時間以上1時間30分未満	575単位
	30分未満追加ごとに	83単位追加
生活援助	20分以上45分未満	181単位
	45分以上1時間30分未満	223単位
加算	予防訪問介護初回加算	200単位
	3級がヘルパーサービスを提供する場合	70%

- ① 介護保険の給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に記載された各利用者の負担割合に応じた額となります。
- ② 実際の負担金額は、ひと月の合計単位数に地域区分単価（1単位あたり10.21円）、及び同一敷地内減算（10%）を乗じた料金となります。また、介護保険負担割合により料金が異なります。
- ③ 通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で支給限度額の範囲以内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午後8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
加算割合	25%	25%	50%

- ④ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合はご利用者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金を頂戴いたします。

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う例

A) 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

B) 暴力行為が見られる方のサービスを行う場合

C) その他ご利用者の状況等から、適当と認められる場合

- ⑤ 通常の実施地域内での交通費は無料です。ただし、通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合はその実費を、自動車を使用した場合の交通費は、下記の金額を徴収致します。
- ・ 通常の実施地域を超えた1キロメートルごとに 100円